

仕様書等に対する質問・回答書

令和6年10月15日 回答

業務名	令和6年度岡山県公立学校における1人1台端末の整備 (Chromebook)
質問事項	<p>1. コンソーシアムについて プロポーザルの参加はコンソーシアムでの参加を予定していますが、そのコンソーシアムとの契約が決定した場合、1人1台端末を調達する市町村（組合）とそのコンソーシアムが契約を行いますか？</p> <p>2. 使用印鑑について コンソーシアムの代表構成員が現法人で使用している印鑑を、委任状をもってコンソーシアムの受任印として使用する予定ですが、このコンソーシアム名、受任印で1人1台端末を調達する市町村（組合）と契約、業務完了後の請求及び支払いを受けることは可能でしょうか？</p> <p>例> コンソーシアムの構成員（代表者）：A社 コンソーシアムの構成員：B社 コンソーシアムの名称：AB共同事業体 使用印鑑：受任印はA社の印鑑。（A社、B社の代表者より委任状をもってAB共同事業体に委任。） 契約：市町村とAB共同事業体（使用する印鑑は受任印であるA社の印鑑） 請求・支払：請求元はAB共同事業体、受任印であるA社の印鑑を押印し請求。 取引金融機関はAB共同事業体の代表者が指定する預金口座。 （預金口座は市町村ごとに分かれる可能性あり）</p>
回答	<p>1. コンソーシアムについて お見込みのとおりです。</p> <p>2. 使用印鑑について まず、「岡山県公立学校における1人1台端末の整備(Chromebook)業務に関するコンソーシアム協定書」にて、本業務の履行に関し、コンソーシアムを代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、代金の請求、受領及びコンソーシアムに属する財産を管理する権限を有する代表者を決定したのち、「コンソーシアム結成について権限を有する者の委任状（以下、委任状という。）」にて受任者印を定めることとしています。 調達する市町村（組合）との契約については、コンソーシアムの代表者が、当該委任状にて定めた印鑑を使用し作成した契約書をもって、事務手続きを進めることが可能となります。契約締結後の請求・支払については、調達する市町村（組合）の規定に従って処理されることとなりますので、手続きの詳細については契約締結時に調達する市町村（組合）へお尋ねください。</p>